

業務中・会務中の感染事故に見舞金をお支払いします！

業務中・会務中に感染症に罹患し、死亡または入院した場合に、感染見舞金をお支払いします。

【対象となる感染症】

「感染症法」に定められた感染症類型 1 類から 5 類、その他病原体が体内に侵入、定着、増殖したことにより発熱などの他覚症状が認められる感染症が対象です。

Q 感染した事実があれば、見舞金が給付されますか？

A 業務中・会務中の感染により「死亡」または「入院」した場合に、見舞金が給付されます。尚、見舞金の請求にあたっては、医師の診断書が必要になります。

Q 労災が適用された場合は、どうなりますか？

A 労災適用の有無に関わらず、見舞金が給付されます。

Q 給付される金額は？

A 右表の通りです。

死亡見舞金		100 万円
入院見舞金	入院日数 31 日以上	10 万円
	入院日数 15 日～ 30 日	5 万円
	入院日数 8 日～ 14 日	3 万円
	入院日数 4 日～ 7 日	2 万円
	入院日数 3 日以内	1 万円

例えば

結核患者の減圧居室にて、日を改め繰り返し採血。スタンダードプリコーションを遵守していたが、感染し結核を発症。40 日間入院した。

感染見舞金 **10 万円**

例えば

患者さんの下痢便を処理中、誤って白衣に付着。3 日後にノロウイルスを発症し、5 日間入院した。

感染見舞金 **2 万円**